

「LEC 全日本社労士公開模試第2回付録 選択式予想問題」から 第45回社労士試験【選択式】国年法 空欄A、C、Eの出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

RU13972 巻末(選択式予想問題) p.4
全日本社労士公開模試 第2回付録
選択式予想問題 社会保険編

1 平成24年10月1日から起算して までの間において、被保険者又は被保険者であった者(老齢基礎年金の受給権者を除く)は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の被保険者期間のうち、保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(承認の日の属する月 以内の期間であって、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているものに限る)の各月につき、当該各月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の保険料(以下「」という)を納付することができる。 の納付は、先に経過した月の保険料に係る から順次に行うものとし、 の納付が行われたときは、納付が行われた に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

解答 → ⑤3年を経過する日

解答 → ⑩前10年

解答 → ⑥後納保険料

(解答 → ⑨日)

的中!

本試験出題はこうでした!

第45回 社労士試験 問題
【選択式】 国民年金法 【空欄A、C、E】

平成24年10月1日から起算して を経過する日までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者(国民年金法による を除く。)は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(承認の日の属する月前 以内の期間であって、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が しているものに限る。)の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国民年金の保険料()を納付することができる。

解答 → ③3年

(解答 → ②老齢基礎年金の受給権者)

解答 → ⑥10年

(解答 → ①時効によって消滅)

解答 → ⑨後納保険料